

令和5年6月15日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第2回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 37 号 令和 5 年度杵築市一般会計補正予算（第 3 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 38 号 令和 5 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号）
－ 補正予算書 5 ページ－
- 議案第 39 号 杵築市税条例の一部改正について
－ 議案書 2 ページ－
- 報告第 24 号 繰越明許費繰越計算書について
（令和 4 年度杵築市一般会計）
－ 議案書 7 ページ－
- 報告第 25 号 繰越明許費繰越計算書について
（令和 4 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計）
－ 議案書 12 ページ－
- 報告第 26 号 繰越計算書について
（令和 4 年度杵築市水道事業会計）
－ 議案書 14 ページ－
- 報告第 27 号 繰越計算書について
（令和 4 年度杵築市下水道事業会計）
－ 議案書 16 ページ－

議案第 39 号

杵築市税条例の一部改正について

杵築市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例の一部を改正する条例

杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「におい

ては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第14条第4項及び附則第14条の6の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第14条第4項の改正規定及び附則第14条の6の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の杵築市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の6の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

（2） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定

令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき杵築市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第14条の6の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第14条第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

報告第24号

繰越明許費繰越計算書について

令和4年度杵築市一般会計予算のうち、令和5年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

杵築市長 永 松 悟

令和4年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源	
					既 特定財源	収入	未収入特定財源				他
							国県支出金	地方債	その他		
2.	1.	庁舎等維持管理費(山香) (山香庁舎非常用自家発電 設備改修工事設計)	2,945,000	2,420,000	2,400,000	0	0	0	0	20,000	
2.	5.	地籍調査事業	99,835,000	99,835,000	0	72,127,000	0	0	0	27,708,000	
3.	2.	保育環境改善等事業	875,000	875,000	0	0	0	0	0	875,000	
5.	1.	おおいた園芸産地づくり支援 事業	13,655,000	13,655,000	6,800,000	0	0	0	0	6,855,000	
5.	1.	新型コロナウイルス対策事業 (施設園芸燃油価格高騰緊急 対策)	135,334,000	135,334,000	1,300,000	133,966,000	0	0	0	68,000	
5.	3.	水産物供給基盤機能保全 事業	50,040,000	50,040,000	0	35,000,000	10,500,000	0	0	4,540,000	

令和4年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳				一般財源	
						既定財源	国県支出金	未収入特定財源			他
								地方債	その他		
6.	1.	商工費 新型コロナウイルス対策事業 (特産品販売促進)	28,000,000	28,000,000	0	28,000,000	0	0	0	0	
6.	1.	商工費 新型コロナウイルス対策事業 (物価高騰対策プレミアム 商品券)	97,600,000	97,600,000	0	96,100,000	0	0	0	1,500,000	
6.	4.	観光費 甲尾山風の郷整備事業	218,678,000	218,678,000	218,650,000	0	0	0	0	28,000	
7.	2.	道路橋梁費 市駅錦江橋線道路改良事業	23,383,000	18,046,000	0	10,181,000	7,800,000	0	0	65,000	
7.	2.	道路橋梁費 社会资本整備総合交付金 (鹿倉線)	12,028,000	12,028,000	0	6,214,000	5,800,000	0	0	14,000	
7.	2.	道路橋梁費 社会资本整備総合交付金 (重永吉野渡線)	10,501,000	10,501,000	0	5,400,000	5,100,000	0	0	1,000	

令和4年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既定財源	左の財源内訳				一般財源	
						既定財源	国県支出金	未収入特定財源			他
								地方債	その他		
7.	土木費	2.	社会資本整備総合交付金 (大左右線)	11,701,000	24,000	6,156,000	5,500,000	0	21,000		
7.	土木費	2.	道路メンテナンス事業 (橋梁等長寿命化修繕事業)	25,998,000	1,000	14,700,000	11,200,000	0	97,000		
7.	土木費	6.	都市計画総務費	18,260,000	18,200,000	0	0	0	60,000		
9.	教育費	5.	伝統的建造物群保存地区 保存整備事業	895,000	200,000	653,000	0	0	42,000		
9.	教育費	6.	保健体育費 (配送車購入)	5,934,000	5,900,000	0	0	0	34,000		
10.	災害復旧費	1.	農林水産業施設 災害復旧費 (現年補助分)	119,013,000	4,533,501	95,396,000	6,800,000	0	12,283,499		

令和4年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 額	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
10.	1.	農林水産業施設 災害復旧費	20,932,000	20,932,000	10,400,000	10,118,000	0	0	0	414,000
10.	2.	公共土木施設 災害復旧費	128,731,000	98,279,000	0	40,780,000	23,400,000	0	0	34,099,000
一 般 会 計 合 計			1,044,604,000	988,024,000	268,408,501	554,791,000	76,100,000	0	0	88,724,499

報告第25号

繰越明許費繰越計算書について

令和4年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算のうち、令和5年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

杵築市長 永松 悟

報告第26号

繰越計算書について

令和4年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和5年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

杵築市長 永 松 悟

令和4年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1.	資本的支出	建設改良費										
		西大内山地区配水管布設工事	7,172,000	0	7,172,000	0	0	0	7,172,000	0		市道全面通行止めを長期間実施することに伴い、地元の協議に不測の時間を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		中山間総合整備事業に伴う給水管布設工事(定未熊野地区)	1,997,000	0	1,997,000	0	0	0	1,997,000	0		市道全面通行止めを長期間実施することに伴い、地元の協議に不測の時間を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費										
		県道山香院内線道路改良工事に伴う配水管布設工事(日指工区)	7,585,000	0	7,585,000	0	0	0	7,585,000	0		県が発注している県道改良工事との調整に不測の時間を要したため。
水道事業会計 合計			16,754,000	0	16,754,000	0	0	0	16,754,000	0		

報告第27号

繰越計算書について

令和4年度杵築市下水道事業会計予算のうち、令和5年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月15日提出

杵築市長 永 松 悟

令和4年度 杵築市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金		
1.	資本的支出 建設改良費	三川雨水ポンプ場建設 工事	62,000,000	25,600,000	36,400,000	0	34,500,000	0	1,900,000	0	機械・電気設備の製作において、半導体等の不足により納期が遅延したため。
1.	資本的支出 建設改良費	ストックマネジメント対策 工事委託業務(水処理 施設)	65,000,000	27,000,000	38,000,000	20,425,000	15,600,000	0	1,975,000	0	水質測定機の製作において、半導体等の不足により納期が遅延したため。
下水道事業会計 合計			127,000,000	52,600,000	74,400,000	20,425,000	50,100,000	0	3,875,000	0	

